

「基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発／橋渡し促進技術開発」  
評価委員会  
(創薬技術及び診断技術)

評価委員会における秘密情報（注1）の守秘について

技術評価関係者（注2）は、評価委員会において取り扱う秘密情報を、以下の通り厳格に守秘することとする。

評価委員会における秘密情報は、我が国の産業競争力の向上及び事業者間の公正な競争の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、個別テーマの評価のためにのみ使用すること。なお、実施者からの要請等を踏まえ、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこととする。

（注1）秘密情報とは、技術評価のために評価対象個別テーマの実施者又はNEDOが提示<sup>（注3）</sup>する技術的および営業上の秘密情報であり、事前に提示された情報、本評価委員会で準備された情報、質疑、事後の回答など全てを含むものとする。

（注2）技術評価関係者とは、評価委員、オブザーバー（経済産業省他職員）、事務局員、企画調整部員、研究評価広報部員、及び評価関連業務請負先を指す。

（注3）提示とは、書類等を提供する以外に、電子形式や口答で伝えることも含む。

（参考）守秘義務について

評価委員 NEDO評価委員承諾時に誓約

「・・・貴機構の研究開発は最先端の技術を狙ったものであり、我が国の産業競争力の向上の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、知り得た技術情報や企業戦略等については、厳格に守秘することを誓約します。」

オブザーバー（経済産業省職員） 国家公務員法が適用

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

十二 第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者  
NEDO職員 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法が適用

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。